

社会福祉法人うまぐりの里

福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇加算の情報公開について

社会福祉法人うまぐりの里では、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇加算について、以下の通り取り組んでいます。

1. 加算取得状況

加算名	事業名	ゆーあい工房		共同生活援助事業所 なごみの家
		就労継続支援事業B型	生活介護	
福祉・介護職員処遇改善手当		加算（Ⅰ）	加算（Ⅰ）	加算（Ⅰ）
〃 等特定処遇改善手当		加算（Ⅰ）	加算（Ⅰ）	加算（Ⅱ）

2. 職員の処遇改善加算等について

(1) 福祉・介護職員処遇改善加算について

福祉・介護職員処遇改善加算を標記内容で取得し、職員の賃金の向上に努めています。各種規程等を整備し、制度化された平成24年10月から加算を算定し「処遇改善手当」として、全職員を対象に支給しています。

常勤換算率に応じた配分方法で、年間を上期・下期で二分化し、上期分を12月に、下期分を翌年度6月に一時金として支給しています。また、加算対象外の職員についても、法人負担により、同等額を支給しています。

(2) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算について

福祉・介護職員等特定処遇改善加算を標記内容で取得し、職員の賃金の向上に努めています。各種規程等を整備し、制度化された令和元年10月から加算を算定し「特定処遇改善手当」として、全職員を対象に支給しています。

うまぐりの里では、正規・非正規を問わず、福祉職経験が10年以上かつ福祉系国家資格所持者及びサービス管理責任者等を「(A) 経験・技能のある障害福祉人材」とし、Aグループに該当しない福祉職員及びサービス管理責任者等を「(B) 他の障害福祉人材」、その他を「(C) その他の職種」と3区分し、それぞれの区分の改善総額が4：2：1の比率となるよう配分基準を定めています。

それぞれのグループ内で常勤換算率に応じて配分し、年間を上期・下期で二分化し、上期分を12月に、下期分を翌年度6月に一時金として支給しています。また、(A) (B) (C) グループに属さない職員については、条件により (A) (B) (C) に仮配属し、仮配属となるグループに応じた相当額を法人負担により、支給しています。